

市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金の交付等に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、安心して子育てができる環境づくりを支援するため、子、子の保護者等及び子の祖父母等が新たに同居又は近居を始めるために住宅の購入等を行う者に対し、予算の範囲内において、市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるとともに、補助対象者が協賛事業者からサービスを受けるために必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）が第3条第1項各号に掲げる要件を満たす時において、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (2) 子の保護者等 子の保護者（子を現に監護するものをいう。以下同じ。）並びに母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項の規定により母子健康手帳の交付を受けた者及びその配偶者をいう。
- (3) 子の祖父母等 子の直系尊属（子の保護者を除く。）又は前号の母子健康手帳の交付を受けた者若しくはその配偶者の直系尊属をいう。
- (4) 多世代世帯 子、子の保護者等及び子の祖父母等であって次に掲げる場合のいずれかに該当するもの並びにこれらの者の属する世帯の構成員をいう。
 - ア 子、子の保護者等及び子の祖父母等が同一の住宅（同一の建物に存するものであって、2以上に区分されたものであると市長が認めるものを除く。）に居住する場合又はこれに準ずるものとして市長が認める場合

イ 子及び子の保護者等が居住する住宅と子の祖父母等が居住する住宅との距離若しくは子及び子の祖父母等が居住する住宅と子の保護者等が居住する住宅との距離が500メートル以内の場合又はこれに準ずるものとして市長が認める場合

- (5) 購入等 購入又は新築をいう。
- (6) 協賛店舗等 第12条第2項（第13条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する承認を受け、第7条第2項の通知書を提示するものに対し、サービスを提供する店舗又は施設をいう。
- (7) 協賛事業者 補助金を交付する趣旨に賛同し、協賛店舗等においてサービスを提供する事業者をいう。
- (8) サービス 協賛店舗等における第5条に規定する補助対象経費に係る契約の金額の割引その他の協賛店舗等において協賛事業者が行う第7条第2項の通知書を提示する者に経済的な利益をもたらす行為をいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、次に掲げる者のいずれかに該当する者であつて、補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）の購入等に係る契約を締結したものとする。

- (1) 子の保護者等及び子の祖父母等のいずれか又はその全部が平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に補助対象住宅に新たに居住することにより多世代世帯（前条第4号アに掲げる場合に該当するものに限る。）に該当することとなった者（当該補助対象住宅の購入等に伴い、当該補助対象住宅以外の住宅（以下「臨時住宅」という。）に臨時に居住する場合であつて、当該臨時住宅に居住する前に当該補助対象住宅の購入等に係る契約を結び、かつ当該臨時住宅に居住することにより多世代世帯に該当することとなった者を含む。）
- (2) 子の保護者等及び子の祖父母等のいずれかが平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に補助対象住宅に新たに居住することにより多世代世帯（前条第4号イに掲げる場合に該当するものに限る。）

に該当することとなった者（当該補助対象住宅に居住する前に多世代世帯（前条第4号アに掲げる場合に該当するもの（補助対象住宅の購入等に伴い臨時住宅に臨時に居住することにより同号アに掲げる場合に該当するものを除く。）に限る。）に該当しているものを除き、当該補助対象住宅の購入等に伴い臨時住宅に臨時に居住する場合であって、当該臨時住宅に居住する前に当該補助対象住宅の購入等に係る契約を結び、かつ、当該臨時住宅に居住することにより多世代世帯に該当することとなった者を含む。）

2 前項の多世代世帯の構成員は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされている者であること。
- (2) 過去に補助金の交付決定を受けていないこと（当該交付決定を取り消された場合を除く。）。
- (3) 本市に納付すべき当該年度分及び当該年度の前年度分の市県民税、固定資産税及び都市計画税並びにこれらに係る延滞金を滞納していないこと。
- (4) 市川市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

3 第1項の規定にかかわらず、住宅の購入等に係る契約を連名で行った場合において、当該契約を連名で行った者のうちの1人が補助金の交付決定を受けているときは、当該契約を行った他の者も、補助対象者としな

（補助対象住宅）

第4条 補助対象住宅は、次に掲げる要件を満たす住宅とする。

- (1) 市内に存する住宅であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。
- (3) 多世代世帯に該当する者のいずれかが所有する住宅であって、所有権

の保存又は移転の登記がされているものであること。

- (4) 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に所有権の保存又は移転の登記がされたものであること。
- (5) 購入等を行った住宅の床面積が住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日閣議決定）別紙4に定める最低居住面積水準により算出した数値以上であること。
- (6) 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅にあっては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4の規定又は建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第1号の規定に基づく地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準（平成7年建設省告示第2090号）において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準若しくは評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の1の1-1(4)イ及びロに規定する基準に適合するものであることを証明することができるものであること。
- (7) 過去に補助金の交付決定を受けた住宅でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅の購入の場合にあっては住宅の購入に係る契約（当該住宅の購入に係る土地の取得に係る契約を含む。）に要する費用（登記に係る費用を除く。以下この項において同じ。）とし、新築の場合にあっては新築に係る工事の請負及び土地の取得に係る契約に要する費用とする。ただし、これらの経費に多世代世帯に該当する者が居住するために要する経費以外の経費が含まれる場合にあっては、当該経費に係る部分については、補助対象経費としない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次の

各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 補助対象者が第3条第1項第1号に掲げる者である場合

1,000,000円

(2) 補助対象者が第3条第1項第2号に掲げる者である場合

500,000円

(交付予定の申出等)

第7条 補助対象者のうち、協賛事業者のサービスを受けようとする者は、住宅の購入等に係る契約を締結する前に、市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金交付予定申出書（様式第1号）を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容の審査をし、当該申込書を提出した者に対し、市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金交付予定通知書（様式第2号）により、補助金の交付の対象となる見込みがあるかどうかを通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の対象となる見込みがある旨の通知をする際には、協賛事業者がサービスの提供に関し同項の通知書の提示を不要としている場合、又は第10条の通知書の提示を求める場合を除き、当該通知をする者に対し、サービスを受けようとする場合は、事前に同項の通知書を提示しなければならないことを遵守するよう求めるものとする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項の申請書は、市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）によるものとする。

2 前項の申請書は、規則第13条の補助事業等実績報告書及び規則第16条の交付請求書を兼ねるものとする。

3 第1項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 多世代世帯に該当する者の住民票の写し

(2) 戸籍全部事項証明書その他の子と祖父母等の関係を確認することができる書類

- (3) 多世代世帯の保護者等が子の保護者でなく、当該保護者等が第2条第2号の母子健康手帳の交付を受けた者に該当する場合にあっては、母子健康手帳の写し
- (4) 補助対象住宅に係る検査済証の写し又は台帳記載事項証明書
- (5) 第3条第2項第3号に掲げる要件を満たしていることを証する書類
- (6) 補助対象住宅の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (7) 補助対象住宅の平面図
- (8) 補助対象住宅の配置図
- (9) 補助対象住宅が昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅である場合にあっては、第4条第6号に掲げる要件を満たしていることを証する書類
- (10) 補助対象経費に係る契約書の写し

4 第1項の申請書の提出期限は、市長が年度ごとに別に定める日とする。

（交付の条件）

第9条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定の日から3年を経過するまでの間、補助対象住宅において多世代世帯に該当する者が居住すること（転勤、死亡その他のやむを得ない事情による場合を除く。）。
- (2) 補助金の交付決定の日から3年を経過する前に、本市に納付すべき市県民税、固定資産税及び都市計画税を滞納しないこと（これらの納期限の翌日から起算して1月を経過する日までに納付した場合を除く。）。
- (3) 前2号に掲げる条件に該当しないこととなったときは、直ちに市長に報告すること。

（決定の通知等）

第10条 規則第6条の規定による通知は、市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金交付可否決定通知書（様式第4号）によるものとする。

2 市長は、前項の通知をするとき（補助金の交付を可とする場合に限る。）

は、当該通知をする者に対し、補助対象経費に係る契約の相手方が同項の通知書の提示を求める協賛事業者である場合は、同項の通知書を提示しなければならないことを遵守するよう求めるものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、補助金の交付を可とする旨の通知をしたときは、速やかに、補助金の交付を申請した者が指定した金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(協賛店舗等の承認)

第12条 協賛事業者になろうとする者は、その運営する店舗又は施設について協賛店舗等の承認を受けようとするときは、市長に対し、当該店舗又は施設ごとに、市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金協賛店舗等承認申込書(様式第5号)を提出するものとする。ただし、複数の店舗又は施設について一括して提出することを事前に承認を得ている場合にあっては、複数の店舗又は施設について一括して提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容の審査をし、当該申込書を提出した者に対し、市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金協賛店舗等承認可否通知書(様式第6号)により、承認の可否を通知するものとする。

3 前項の承認は、次の各号のいずれかに該当するおそれがある場合には、行わないものとする。

(1) 協賛店舗等の承認を受けようとする店舗又は施設及び第1項の申込書に記載されたサービスの内容が法令その他公序良俗に反する場合

(2) 協賛店舗等の承認を受けようとする店舗又は施設及び第1項の申込書に記載されたサービスの内容が特定の政治活動又は宗教活動に関するものと認められる場合

(3) 協賛店舗等の承認を受けようとする店舗又は施設及び第1項の申込書に記載されたサービスの内容が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に掲げる営業に

該当する場合

(4) 第1項の申込書に記載されたサービスの内容を補助金の交付決定を受ける予定の者又は受けた者以外の者にも行っていると認められる場合

(5) 第1項の申込書に記載されたサービスの内容が多世代世帯を支援するものと認められない場合

(6) 前各号に定める場合のほか、協賛店舗等として市長が承認することが適当でないとする場合

(協賛店舗等の変更等)

第13条 協賛事業者は、協賛店舗等について、前条第1項の申込書に記載した事項に変更が生ずるとき、又はサービスの内容を変更しようとするとき、若しくは協賛店舗等であることをやめようとするときは、市長に対し、市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金協賛店舗等内容変更等承認申込書（様式第7号）を提出するものとする。ただし、複数の店舗又は施設について一括して提出することを事前に承認を得ている場合にあっては、複数の店舗又は施設について一括して提出するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の提出があった場合に準用する。

(協賛店舗等の承認の取消し)

第14条 市長は、協賛店舗等において提供されるサービスが第12条第2項の規定により承認した内容と異なるときその他協賛店舗等として適当でないとするときは、協賛店舗等の承認を取り消すことができる。

(協賛店舗等の周知)

第15条 市長は、第12条第2項に規定する承認を行ったときは、市川市公式ウェブサイトへの掲載その他の方法により、協賛店舗等の名称、サービスの内容等を周知するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 6月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第8条第3項第4号の改正規定は、同年3月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項及び第4条第4号の規定は、平成31年4月1日以後に市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金の交付の申請があったものについて適用し、同日前に市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金の交付の申請があったものについては、なお従前の例による。